



2021年度 1月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 1級 学科試験

## <応用編>

実施日◆2022年1月23日(日)

試験時間◆13:30~16:00(150分)

★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。

(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月4日(予定)に可否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。

また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、またはスマートフォン向けページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announcem/>)で、受検番号の入力により可否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

無断転載・複製禁止

----- 解答にあたっての注意 -----

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。  
なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 応用編の問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、「基礎編」(50問)からの通し番号になっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるように明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

《設 例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、2022年9月に満60歳となり定年を迎える。Aさんは、大学卒業後、X社に入社し、以後、現在に至るまで同社に勤務している。Aさんは、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定としており、可能であれば70歳まで働きたいと思っている。

妻Bさん（59歳）は、高校卒業後、X社に入社し、26歳のときに同僚であったAさんと結婚した。2人の子が独立した5年前からパートタイマーとして、スーパーマーケットで勤務している。先日、惣菜部門のパートリーダーに抜擢され、副店長からシフトを増やしてほしいと頼まれている。妻Bさんは、仕事に生きがいを感じており、Aさんと同様に、70歳まで働きたいと思っている。

Aさん夫妻は、今後の生活設計について、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんの家族に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんの家族に関する資料〉

(1) Aさん（本人）

- ・1962年9月19日生まれ
- ・公的年金の加入歴

1982年9月から1985年3月までの大学生であった期間（31月）は国民年金に任意加入していない。

1985年4月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
- ・1985年4月から現在に至るまで雇用保険の一般被保険者である。

【X社の継続雇用制度の概要】

- ・1年契約の嘱託雇用で1日7時間（週35時間）勤務
- ・賃金月額は60歳到達時の60%（月額27万円）で賞与はなし

(2) Bさん（妻）

- ・1962年5月17日生まれ
- ・公的年金の加入歴

1981年4月から1988年4月まで厚生年金保険の被保険者である。

1988年5月から現在に至るまで国民年金の第3号被保険者である。

- ・Aさんが加入する健康保険の被扶養者である。

【妻Bさんのパート勤務の概要】

- ・週18時間のパート勤務、年収95万円
- ・妻Bさんの勤務先は、任意特定適用事業所に該当する。

※妻Bさんは、Aさんと同居し、現在および将来においても、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんと妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問51》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、65歳未満の者に対する公的年金制度からの老齢給付および雇用保険からの給付について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

〈特別支給の老齢厚生年金〉

I 「老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、経過措置として、老齢基礎年金の受給資格期間である（①）年を満たし、かつ、厚生年金保険の被保険者期間が1年以上あることなどの所定の要件を満たしている方は、65歳到達前に特別支給の老齢厚生年金を受給することができます。1962年5月生まれの妻Bさんは（②）歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができますが、1962年9月生まれのAさんは受給することができません」

〈繰上げ支給〉

II 「Aさん夫妻が希望すれば、老齢基礎年金の繰上げ支給を請求することができます。繰上げによる減額率は2022年4月1日に改正され、改正後の減額率は施行日以降に60歳に到達する方に適用されます。仮に、Aさんが62歳0カ月で老齢基礎年金の繰上げ支給を請求する場合は、その請求と同時に老齢厚生年金の繰上げ支給を請求することになり、改正を前提とした減額率は（③）%となります。なお、繰上げ支給を請求した場合は、一生涯減額された年金額を受け取ることとなります」

〈雇用保険からの給付〉

III 「AさんがX社の継続雇用制度を利用して、60歳以後も引き続きX社に勤務し、かつ、60歳以後の各月（支給対象月）に支払われた賃金額（みなし賃金を含む）が60歳到達時の賃金月額75%相当額を下回る場合、Aさんは、所定の手続により、原則として（④）を受給することができます。（④）の額は、支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金額の低下率に応じて、一定の方法により算定されますが、賃金額が60歳到達時の賃金月額の61%相当額を下回る場合、当該金額は賃金額の（⑤）%に相当する額となります」

《問52》 Aさんが、定年後、X社の継続雇用制度を利用して厚生年金保険の被保険者として同社に勤務し、65歳で退職して再就職しない場合、Aさんが原則として65歳から受給することができる公的年金の老齢給付について、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、年金額の端数処理は、円未満を四捨五入すること。

なお、計算にあたっては、下記の〈条件〉に基づき、年金額は、2021年度価額に基づいて計算するものとする。

- ① 老齢基礎年金の年金額はいくらか。
- ② 老齢厚生年金の年金額（本来水準による価額）はいくらか。

〈条件〉

(1) 厚生年金保険の被保険者期間

- ・ 総報酬制導入前の被保険者期間 : 216月
- ・ 総報酬制導入後の被保険者期間 : 293月

(2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額

(65歳到達時点、2021年度再評価率による額)

- ・ 総報酬制導入前の平均標準報酬月額 : 30万円
- ・ 総報酬制導入後の平均標準報酬額 : 50万円

(3) 報酬比例部分の給付乗率

| 総報酬制導入前      |            | 総報酬制導入後      |              |
|--------------|------------|--------------|--------------|
| 新乗率          | 旧乗率        | 新乗率          | 旧乗率          |
| 1,000分の7.125 | 1,000分の7.5 | 1,000分の5.481 | 1,000分の5.769 |

(4) 経過的加算額

$$1,628円 \times \text{被保険者期間の月数} - \square\square\square円 \times \frac{1961年4月以後で20歳以上60歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}{加入可能年数 \times 12}$$

※「□□□」は、問題の性質上、伏せてある。

(5) 加給年金額

390,500円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

《問53》 Mさんは、Aさん夫妻に対して、65歳以後の公的年金制度からの老齢給付および短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

〈在職老齢年金〉

I 「Aさんが、65歳以後も引き続き厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務し、かつ、65歳から老齢厚生年金を受給する場合、Aさんの老齢厚生年金の報酬比例部分の額に基づく基本月額と総報酬月額相当額との合計額が（ ① ）万円（支給停止調整額、2021年度価額）以下のときは調整が行われず、老齢厚生年金は全額支給されます」

〈妻Bさんが受給する老齢基礎年金への加算〉

II 「Aさんが65歳から老齢厚生年金を受給するようになると、妻Bさんの老齢基礎年金には、（ ② ）の額が加算されます。妻Bさんが（ ② ）を受けるためには、老齢基礎年金額加算開始事由該当届を提出する必要があります」

〈繰下げ支給〉

III 「Aさん夫妻が希望すれば、66歳以後、老齢基礎年金および老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をすることができます。仮に、Aさんが68歳0カ月で老齢基礎年金の繰下げ支給の申出をした場合の増額率は（ ③ ）%となります。なお、妻Bさんが老齢基礎年金の支給を繰り下げた場合、老齢基礎年金に加算される（ ② ）の額は増額されません」

〈短時間労働者に対する健康保険および厚生年金保険の適用〉

IV 「1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が通常の労働者の（ ④ ）以上になった場合、健康保険および厚生年金保険の被保険者となります。また、妻Bさんがパートタイマーとして勤務している現在の事業所においては、1週間の所定労働時間および1カ月の所定労働日数が通常の労働者の（ ④ ）未満であっても、1週間の所定労働時間が（ ⑤ ）時間以上であること、雇用期間が1年以上見込まれること、賃金の月額が（ ⑥ ）円（賞与、残業代、通勤手当等を除く）以上であること、学生でないことの要件をすべて満たした場合、妻Bさんは健康保険および厚生年金保険の被保険者となります」

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

《設 例》

不動産賃貸業を営むAさん（45歳）は、短期の売買は望まず、財務の安全性を重視して、長期的なスタンスで投資したいと思っている。具体的には、上場企業X社に興味があり、下記の財務データを参考にして、投資判断を行いたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社の財務データ等〉

（単位：百万円）

|                 |               | 2021年3月期  |
|-----------------|---------------|-----------|
| 資 産 の 部 合 計     |               | 1,552,000 |
| 内<br>訳          | 流 動 資 産       | 602,000   |
|                 | 固 定 資 産       | 950,000   |
| 負 債 の 部 合 計     |               | 1,110,000 |
| 内<br>訳          | 流 動 負 債       | 475,000   |
|                 | 固 定 負 債       | 635,000   |
| 純 資 産 の 部 合 計   |               | 442,000   |
| 内<br>訳          | 株 主 資 本 合 計   | 388,000   |
|                 | その他の包括利益累計額合計 | 54,000    |
| 売 上 高           |               | 1,050,000 |
| 売 上 総 利 益       |               | 210,000   |
| 営 業 利 益         |               | 35,000    |
| 営 業 外 収 益       |               | 7,800     |
| 内<br>訳          | 受 取 利 息       | 300       |
|                 | 受 取 配 当 金     | 1,800     |
|                 | 持分法による投資利益    | 4,500     |
|                 | そ の 他         | 1,200     |
| 営 業 外 費 用       |               | 11,700    |
| 内<br>訳          | 支 払 利 息       | 7,500     |
|                 | そ の 他         | 4,200     |
| 経 常 利 益         |               | 31,100    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |               | 14,000    |
| 配 当 金 総 額       |               | 4,000     |
| 発 行 済 株 式 総 数   |               | 1億株       |

※決算期：2022年3月31日（木）（配当の権利が確定する決算期末）

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問54》 Mさんは、Aさんに対して、株式の内在価値（理論株価）について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

I 「配当割引モデルでは、株式の内在価値は将来受け取る配当の現在価値の総和として計算されます。ある企業（以下、「Y社」という）のROEを12.0%、予想EPSを120円、株主の期待（①）率を8.0%、負債はないものとした場合において、Y社が来期以降のEPSの全額を配当すると仮定した場合、Y社の理論株価は（②）円になります。これをゼロ成長モデルと呼びます」

II 「配当金額が長期的に同じ率で成長をするという前提のもとで株式の内在価値を求める定率成長モデルという考え方もあります。来期以降、上記IにおけるY社がEPSの4割を内部留保して再投資する場合（配当性向が6割の場合）、（③）率を期待成長率と仮定すれば、Y社の理論株価は（④）円になります。このケースにおいて、配当性向を上げると、（③）率は下がり、理論株価は低くなります」

《問55》 《設例》の〈X社の財務データ等〉に基づいて、①固定長期適合率と②インタレスト・カバレッジ・レシオを、それぞれ求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

《問56》 Mさんは、Aさんに対して、上場株式の配当について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんが特定口座（源泉徴収選択口座）において、X社株式を購入し、その配当金を特定口座に受け入れた場合、所得税および復興特別所得税と住民税の合計で、配当金額の（①）%相当額が源泉徴収等されます。AさんがX社株式の次回の配当を受け取るためには、権利付き最終日までにX社株式を購入しておく必要があります。次回の配当の権利が確定する決算期末は2022年3月31日（木）となりますので、権利付き最終日は2022年3月（②）日となります」

II 「上場株式の配当金については、総合課税、申告分離課税、確定申告不要制度のいずれかの課税方式を選択することができます。総合課税の対象とした配当所得については、一定のものを除き、配当控除の適用を受けることができます。仮に、配当所得の金額を除いたAさんの課税総所得金額等が1,000万円を超える場合、X社株式に係る配当所得の金額に乗ずる配当控除率は、所得税で（③）%、住民税で（④）%となります。3つの課税方式のうち、どの課税方式が有利となるかは、課税総所得金額等の多寡、所得税の累進税率、上場株式等の譲渡損失に係る損益通算や繰越控除の適用の有無などに応じて、総合的に判断をしてください」



【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

《設 例》

製造業を営むX株式会社（資本金30,000千円、青色申告法人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人、租税特別措置法上の中小企業者等に該当し、適用除外事業者ではない。以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（68歳）は、専務取締役である長男Bさん（37歳）に事業を承継する準備を進めている。

Aさんは、人間ドックの検査で重大な疾病が発見され、2021年中に3週間程度の入院をしている。また、長男Bさんは、2021年7月に取得価額6,000万円で新築マンションを取得（契約締結）し、同月中に入居した。

なお、X社の2022年3月期（2021年4月1日～2022年3月31日。以下、「当期」という）における法人税の確定申告に係る資料および長男Bさんが取得した新築マンションに関する資料は、以下のとおりである。

〈X社の当期における法人税の確定申告に係る資料〉

1. 減価償却費に関する事項

当期において、3年前に取得した生産設備（当期首の帳簿価額3,500千円・耐用年数10年・償却率（定率法）0.200）について、減損損失2,000千円を計上し、300千円を減価償却費として損金経理したが、減損損失2,000千円の計上は、税務上損金の額として認められないことが判明した。

2. 役員給与に関する事項

当期において、X社は、Aさんから、時価10,000千円の土地を12,000千円で買い取った。なお、X社は、この土地の売買に係る事前確定届出給与に関する届出書は提出していない。

3. 受取配当金に関する事項

当期において、上場会社であるY社から、X社が前期から保有しているY社株式に係る配当金1,000千円（源泉所得税控除前）を受け取った。なお、Y社株式は非支配目的株式等に該当する。

4. 所得拡大促進税制に係る税額控除に関する事項

当期における所得拡大促進税制（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に係る控除対象雇用者給与等支給増加額は2,000千円である。所得拡大促進税制（上乘せ措置）の適用を受けるための要件はすべて満たしている。

5. 「法人税、住民税及び事業税」等に関する事項

(1) 損益計算書に表示されている「法人税、住民税及び事業税」は、預金の利子について源泉徴収された所得税額10千円・復興特別所得税額210円、受取配当金について源泉徴収された所得税額150千円・復興特別所得税額3,150円および当期確定申告分の見積納税額3,000千円の合計額3,163,360円である。なお、貸借対照表に表示されている「未払法人税等」の金額は3,000千円である。

- (2) 当期中に「未払法人税等」を取り崩して納付した前期確定申告分の事業税(特別法人事業税を含む)は850千円である。
- (3) 源泉徴収された所得税額および復興特別所得税額は、当期の法人税額から控除することを選択する。
- (4) 中間申告および中間納税については、考慮しないものとする。

〈長男Bさんが取得した新築マンションに関する資料〉

- 取得価額 : 6,000万円
- 土地 : 40㎡ (敷地利用権の割合相当の面積)
- 建物 : 85㎡ (専有部分の床面積)
- 資金調達方法 : 自己資金1,000万円、Aさんからの資金援助の額1,000万円  
銀行からの借入金4,000万円  
(2021年12月末の借入金残高3,980万円、返済期間25年)
- 留意点 : 当該マンションの取得は、特別特例取得(消費税10%)に該当し、当該マンションは、認定長期優良住宅および省エネ等住宅に該当する。また、住宅借入金等特別控除の適用要件は、すべて満たしている。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》 《設例》のX社の当期の〈資料〉と下記の〈条件〉に基づき、同社に係る〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉の空欄①～⑥に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、別表中の「\*\*\*」は、問題の性質上、伏せてある。

〈条件〉

- ・設例に示されている数値等以外の事項については考慮しないものとする。
- ・所得の金額の計算上、選択すべき複数の方法がある場合は、所得の金額が最も低くなる方法を選択すること。

〈略式別表四（所得の金額の計算に関する明細書）〉

（単位：円）

| 区 分                |                    | 総 額       |
|--------------------|--------------------|-----------|
| 当期利益の額             |                    | 9,286,640 |
| 加<br>算             | 損金経理をした納税充当金       | ( ① )     |
|                    | 減価償却の償却超過額         | ( ② )     |
|                    | 役員給与の損金不算入額        | ( ③ )     |
|                    | 小 計                | ***       |
| 減<br>算             | 納税充当金から支出した事業税等の金額 | 850,000   |
|                    | 受取配当等の益金不算入額       | ( ④ )     |
|                    | 小 計                | ***       |
| 仮 計                |                    | ***       |
| 法人税額から控除される所得税額（注） |                    | ( ⑤ )     |
| 合 計                |                    | ***       |
| 欠損金又は災害損失金等の当期控除額  |                    | 0         |
| 所得金額又は欠損金額         |                    | ( ⑥ )     |

（注）法人税額から控除される復興特別所得税額を含む。

《問58》 前問《問57》を踏まえ、X社が当期の確定申告により納付すべき法人税額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。

〈資料〉普通法人における法人税の税率表

|  | 課税所得金額の区分                    | 税率                |
|--|------------------------------|-------------------|
|  |                              | 2021年4月1日以後開始事業年度 |
| 資本金または出資金<br>100,000千円超の法人<br>および一定の法人 | 所得金額                         | 23.2%             |
| その他の法人                                 | 年8,000千円以下の所得金額<br>からなる部分の金額 | 15%               |
|  | 年8,000千円超の所得金額<br>からなる部分の金額  | 23.2%             |

《問59》 所得税における医療費控除および住宅借入金等特別控除に関する以下の文章の空欄①～⑧に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

〈医療費控除〉

- I 「医療費控除は、通常医療費控除とセルフメディケーション税制（医療費控除の特例）との選択適用とされています。セルフメディケーション税制では、その年中に支払った特定一般用医薬品等購入費の総額から保険金などで補填される金額を控除した金額が（①）円を超えるときは、その超える部分の金額（最高（②）円）を総所得金額等から控除することができます」
- II 「Aさんが通常医療費控除の適用を選択した場合、下記の〈資料〉に基づく2021年分の所得税に係る医療費控除の控除額は（③）円となります。なお、Aさんが確定申告書を提出する際は、医療費の領収書の添付または提示に代えて、医療費控除の明細書の添付が必要となりますが、確定申告期限等から（④）年を経過する日までの間、医療費の領収書の提示または提出を求められる場合があります」

〈空欄③のAさんが2021年中に支払った医療費等に関する資料〉

- i) 入院に伴って病院に支払った費用：50万円
- ・ Aさんの希望で使用した個室の差額ベッド代25万円、入院中に病院から給付された食事の費用2万円を含んだ金額である。
  - ・ 入院時、病院に限度額適用認定証を提示している。
  - ・ 契約者（＝保険料負担者）および被保険者をAさんとする医療保険から入院給付金10万円を受け取っている。
  - ・ Aさんの2021年分の総所得金額等の合計額は1,000万円である。
- ii) 通院に伴って病院に支払った費用：3万円
- iii) 通院のための電車賃　　　　　　　　　：1万円
- iv) 人間ドックの費用　　　　　　　　　　　：10万円

〈住宅借入金等特別控除〉

- III 「長男Bさんは控除期間13年の住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。（⑤）年目以降の控除額は、『住宅ローンの年末残高×1.0%』と『(住宅取得等対価の額－消費税額〔上限5,000万円〕)×（⑥）%÷3』のいずれか少ない額になります。なお、所得税額から控除しきれない場合、その控除しきれない金額を、所得税の課税総所得金額等の合計額の（⑦）%相当額または（⑧）円のいずれか少ないほうの額を限度として、翌年度分の住民税の所得割額から控除することができます」

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

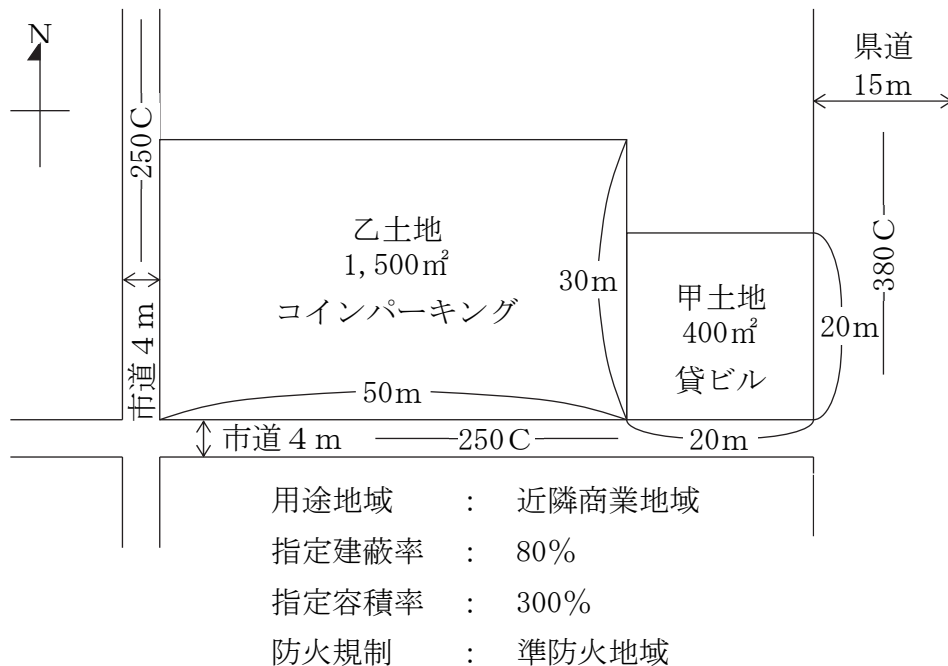
《設例》

Aさん（50歳）の父親（77歳）は、50年前に取得したK市内（三大都市圏）の甲土地（貸ビルの敷地、地積：400㎡）および乙土地（アスファルト敷きのコインパーキングの敷地、地積：1,500㎡）を所有している。父親が所有する築49年の貸ビルの建物は、老朽化が激しく、テナントは半分程度しか入居していない。コインパーキングは、10年前から大手の駐車場運営会社に賃貸している。父親が保有する金融資産は1億円程度であり、Aさんは相続税の納税資金が不足するのではないかと不安を募らせている。母親は既に他界しており、推定相続人はAさんと妹の2人である。

Aさんは、先日、不動産会社の営業担当者から「K駅から徒歩圏内にあつて、これだけの規模の敷地は相当の価値があります。マンション開発を得意とする弊社にお任せいただけませんか」と有効活用を勧められた。

甲土地および乙土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地および乙土地の概要〉



(注)

- ・甲土地は400㎡の正方形の土地であり、乙土地は1,500㎡の長方形の土地である。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。
- ・甲土地および乙土地は、普通商業・併用住宅地区に所在する。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問60》 甲土地および乙土地の相続税評価に関する以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。

〈甲土地の相続税評価額〉

I 「甲土地に面する道路に付された路線価の後に表示されている記号『C』は、借地権割合が（ ① ）%であることを示しています。甲土地の自用地価額を1億6,000万円、借地権割合（ ① ）%、借家権割合30%、賃貸割合50%とした場合、甲土地の貸家建付地としての相続税評価額は（ ② ）万円となります」

〈乙土地の相続税評価額〉

II 「奥行距離30mの奥行価格補正率1.00、奥行距離50mの奥行価格補正率0.89、側方路線影響加算率0.08、規模格差補正率0.76とした場合、宅地であるとした場合の乙土地の1㎡当たりの価額は（ ③ ）円になります。現在、コインパーキングの敷地として駐車場運営会社に賃貸している乙土地は、自用地価額から賃借権相当額を控除することができると思われます。仮に、地上権に準ずる賃借権以外の賃借権の場合で賃借権の残存期間が5年以下とすると、自用地価額に（ ④ ）%を乗じた金額を自用地価額から控除することができます」

〈小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例〉

III 「Aさんが甲土地および乙土地を父親の相続により取得し、1㎡当たりの相続税評価額の高い甲土地の敷地の全部（空欄②の金額）について、小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、相続税の課税価格に算入すべき甲土地の価額を（ ⑤ ）万円とすることができます」

〈相続税の総額〉

IV 「Aさんの父親の相続に係る課税価格の合計額を6億円と仮定した場合、相続税の総額は約2億円となります。納税資金が不足する可能性は高く、何らかの対応策を検討したほうが望ましいと思います」

《問61》 次の①・②に答えなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は㎡表示とすること。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

- ① 乙土地上に耐火建築物（マンション）を建築する場合、容積率の上限となる延べ面積はいくらか。
- ② 甲土地と乙土地を一体とした土地上に耐火建築物（マンション）を建築する場合、容積率の上限となる延べ面積はいくらか。

《問62》 甲土地および乙土地の有効活用等に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、空欄③に入る最も適切な文章は、次頁〈空欄③の選択肢〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

〈建築基準法の規定〉

I 「甲土地および乙土地に、( ① ) 率により計算した採光、通風等が各斜線制限により高さが制限された場合と同程度以上である建築物を建築する場合、当該建築物については、道路斜線制限および隣地斜線制限は適用されません」

〈乙土地の売却〉

II 「下記の〈資料〉に基づき、Aさんの父親が乙土地を譲渡し、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用を受けた場合、当該譲渡所得の金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額は( ② ) 円となります。他方、Aさんが父親の相続により取得した乙土地を相続開始のあった日の翌日から相続税の申告期限の翌日以後3年以内に譲渡した場合、譲渡した乙土地に対応する部分の相続税額を取得費に加算することができます」

〈等価交換方式による有効活用〉

III 「マンションを建築する方法として、自己資金を使わず、マンション住戸を取得できる等価交換方式という手法があります。複数のマンション住戸を取得することができれば、一部の住戸を売却することで納税資金を確保し、残りの住戸を賃貸に供することもできます。また、相続時の遺産分割も比較的容易になると思います。

等価交換方式による有効活用にあたり、Aさんの父親が、既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換えの場合の譲渡所得の課税の特例(立体買換えの特例)の適用を受けた場合、買換資産は譲渡資産の( ③ )。本特例の適用を受け、取得したマンション住戸を賃貸する場合、本特例の適用を受けない場合に比べて、( ④ )が少なく計上されることになるため、その後の不動産所得に係る税額負担が大きくなる可能性があります。本特例の適用可否については、譲渡所得に係る税額負担とその後の不動産所得に係る税額負担、各種の相続対策を勘案して、総合的に判断する必要があると思います」

〈空欄②の譲渡資産(乙土地)の売却に関する資料〉

- |                            |
|----------------------------|
| • 譲渡資産の譲渡価額：5億円            |
| • 譲渡資産の取得費：不明              |
| • 譲渡費用：1,500万円             |
| ※税額は、100円未満を切り捨てること。       |
| ※本問の譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しない。 |

〈空欄③の選択肢〉

- イ. 取得時期および取得価額を引き継ぎます
- ロ. 取得時期は引き継ぎますが、取得価額は引き継ぎません
- ハ. 取得価額は引き継ぎますが、取得時期は引き継ぎません
- ニ. 取得時期および取得価額を引き継ぎません



【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

《設 例》

非上場会社のX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（70歳）の推定相続人は、妻Bさん（70歳）、長女Cさん（40歳）、長男Dさん（35歳）の3人である。2年前に大手食品メーカーを退職し、X社に入社した後継者の長男Dさんは、専務取締役として商品開発に手腕を発揮し、販路拡大に取り組んでいる。

Aさんは、X社株式の大半を長男Dさんに早期に移転したいと考えているが、ある程度の経営権を留保したいと思っている。また、先日、Aさんが既にX社を退職した元取締役のEさん（82歳）にX社株式の買取りを申し出たところ、Eさんからは「思い入れのあるX社株式を手放したくない」と言われた。

X社の概要は、以下のとおりである。

〈X社の概要〉

- (1) 業種 パン・菓子製造業
- (2) 資本金等の額 3,000万円（発行済株式総数600,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- (3) 株主構成

| 株主  | Aさんとの関係 | 所有株式数    |
|-----|---------|----------|
| Aさん | 本人      | 540,000株 |
| Bさん | 妻       | 20,000株  |
| Dさん | 長男      | 20,000株  |
| Eさん | 第三者     | 20,000株  |

・Eさんは、Aさんと特殊の関係にある者（同族関係者）ではない。

- (4) 株式の譲渡制限 あり
- (5) X社株式の評価（相続税評価額）／X社の比準要素に関する資料
  - ・X社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の大」である。
  - ・X社は、特定の評価会社には該当しない。

| 比準要素               | X社    |
|--------------------|-------|
| 1株（50円）当たりの年配当金額   | 10.0円 |
| 1株（50円）当たりの年利益金額   | 75円   |
| 1株（50円）当たりの簿価純資産価額 | 610円  |

- (6) 類似業種比準価額計算上の業種目／業種目別株価／比準要素に関する資料
  - ・製造業（大分類）

|                    |      |
|--------------------|------|
| 1株（50円）当たりの株価      | 320円 |
| 1株（50円）当たりの年配当金額   | 6.0円 |
| 1株（50円）当たりの年利益金額   | 30円  |
| 1株（50円）当たりの簿価純資産価額 | 299円 |

・食料品製造業（中分類）

|                    |      |
|--------------------|------|
| 1株（50円）当たりの株価      | 480円 |
| 1株（50円）当たりの年配当金額   | 6.4円 |
| 1株（50円）当たりの年利益金額   | 33円  |
| 1株（50円）当たりの簿価純資産価額 | 360円 |

・パン・菓子製造業（小分類）

|                    |      |
|--------------------|------|
| 1株（50円）当たりの株価      | 650円 |
| 1株（50円）当たりの年配当金額   | 7.6円 |
| 1株（50円）当たりの年利益金額   | 35円  |
| 1株（50円）当たりの簿価純資産価額 | 520円 |

※すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

※類似業種の株価は、各業種目において、最も低い金額を記載している。

(7) X社の資産・負債の状況

直前期のX社の資産・負債の相続税評価額と帳簿価額は、次のとおりである。

| 科 目  | 相続税評価額    | 帳簿価額      | 科 目  | 相続税評価額   | 帳簿価額     |
|------|-----------|-----------|------|----------|----------|
| 流動資産 | 46,400万円  | 46,400万円  | 流動負債 | 38,800万円 | 38,800万円 |
| 固定資産 | 122,000万円 | 70,000万円  | 固定負債 | 41,000万円 | 41,000万円 |
| 合 計  | 168,400万円 | 116,400万円 | 合 計  | 79,800万円 | 79,800万円 |

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問63》《設例》の〈X社の概要〉に基づき、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額を求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、端数処理は、各要素別比準割合および比準割合は小数点第2位未満を切り捨て、1株当たりの資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を切り捨て、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額は円未満を切り捨てること。

なお、X社株式の類似業種比準価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

《問64》《設例》の〈X社の概要〉に基づき、X社株式の1株当たりの①純資産価額および②類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による価額を、それぞれ求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は円未満を切り捨てて円単位とすること。

なお、X社株式の相続税評価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

《問65》 X社株式に関する以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

〈Eさんが所有するX社株式〉

I 「仮に、Eさんの相続人がX社株式を相続により取得した場合に、X社が定款の定めによりEさんの相続人に対してX社株式の売渡請求をするときには、X社は相続があったことを知った日から（ ① ）年以内にしなければなりません。その場合、売渡請求に基づく売買価格は、X社とEさんの相続人との協議により決定します。協議が調わなければ、売渡請求日から（ ② ）日以内に、裁判所に対して、売買価格の決定の申立てをすることができますが、（ ② ）日以内に申立てをしなければ、売渡請求は効力を失ってしまいます。

なお、Eさんの相続人がX社株式を相続により取得した場合、X社株式は配当還元方式により評価されます。《設例》の〈X社の概要〉に基づく、X社株式の1株当たりの配当還元方式による価額は（ ③ ）円です」

〈種類株式〉

II 「Aさんが、X社株式の大半を後継者である長男Dさんに贈与等により移転させるものの、相応の決定権を持っておきたいと考えた場合、種類株式を活用することが考えられます。

拒否権付株式は、株主総会の決議事項に関して拒否権を有する株式であり、（ ④ ）株と呼ばれています。長男Dさんが重要な経営判断を迫られている際に、拒否権付株式を1株でも保有するAさんが権利を行使すれば、株主総会の決定を阻止することができます。事業承継後の長男Dさんの経営手腕を確認する効果が期待できます」

〈属人的株式〉

III 「属人的株式は、剰余金の配当を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利、株主総会における議決権について、定款で株主ごとに異なる取扱いを行う旨の定めをした株式のことであり、その設定は、（ ⑤ ）でない株式会社に限られます。例えば、Aさんが保有するX社株式1株につき100個の議決権を有するという内容を定款で定めることにより、X社株式の大半を長男Dさんに移転させた後も、会社の経営に大きな影響力を残すことができます。属人的株式に関する事項を定める場合、株主総会の特殊決議が必要となります。この場合の特殊決議とは、原則として、総株主の半数以上、かつ、総株主の議決権の（ ⑥ ）以上に当たる多数をもって行われる決議となります。

なお、属人的株式は、種類株式と異なり、（ ⑦ ）をする必要がないため、社外に知られることはありません」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）